

模倣品・海賊版対策に関する経済産業省の取組について

平成 16 年 12 月 2 日
経 済 産 業 省

1. 知的財産権の海外における侵害状況調査概要案

海外における我が国企業の知的財産権侵害による被害の重要性に鑑み、事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえて 2 国間協議等を行うため、基本的な事項を次のように定める。

(1) 申立に基づく調査

申立者（日本国内の企業、経済団体等）

外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない

申 立 政府が 2 国間協議等を行うべきか否かを判断するために必要な証拠

日 本 政 府（政府模倣品・海賊版対策総合窓口）

調査実施の可否決定

（申立から原則 4 5 日以内に回答）

申 立 者

（調査実施をする場合）

調査申立に基づく調査

（申立から原則 6 ヶ月以内に 結果回答 or 遅れる合理的な理由・回答時期見通しを回答）

申 立 者

（2 国間協議等を行う場合）

日本国政府の対応 二国間協議、国際約束（WTO 紛争処理手続き等）に基づく解決

調査に関する報告書を作成

(2) 定期的調査

政府（関係省庁）は、侵害発生が多い等必要と認められる国・地域における模倣品・海賊版による被害の実態、当該国・地域における法制度上の問題の有無、エンフォースメントの実効性その他知的財産権の保護に係る状況等を、定期的又は必要に応じ調査し、公表する。

2．政府の一元的相談窓口の設置

政府模倣品・海賊版対策総合窓口開設（8月31日）以降、相談・問い合わせは毎月約10件程度であり、これまで計34件あった（11月26日現在、詳細は別紙）。相談の結果、海外においては大使館やJETRO等を紹介し具体的な行動に結びつくものや、国内においては警察と連携して対応し、告発に結びついたものもある。

窓口としては、親切、迅速、適切を目標として対応しており、現在までのところ最初の相談から10日以内に回答するという申し合わせは遵守している。相談者の多くから感謝のメールやFAXをいただいている。

また政府窓口の対応が相談者や第三者から見て十分であるかどうかを判断するため、第三者評価委員会を設置し、これまで2回開催し、回答内容の改善に努めている。

3．日中韓特許庁長官会合

日中韓首脳会合において採択された『行動戦略』を受け、日中韓特許庁長官会合において、三庁で密接な情報交換を行い、協力を一層推進していくことを確認。

4．コンテンツに関する海外輸出統一マークの導入を支援

コンテンツ海外流通促進機構が作成した「コンテンツ海外流通マーク」の海外における商標登録やその普及に係る支援を行う。

5．途上国の知的財産保護能力構築（キャパシティビルディング）戦略を策定

途上国に対しては、これまで知的財産権保護能力の向上支援を行ってきたところであるが、今年度中を目途に、知的財産権付与機関、知的財産権侵害取締機関、税関、民間団体等に対する技術協力を強化する方向で検討を行うことを盛り込んだ、中国をはじめとした途上国の知的財産保護キャパシティビルディング戦略を策定する。

6．模倣品・海賊版取締りを強化するため不正競争防止法改正に向けた検討を実施

産業構造審議会不正競争防止小委員会において、マーク切除による脱法行為、部品・部品取外しによる脱法行為、形態模倣行為、著名人の顔写真等の商品等表示の冒用行為に対する取締りを強化するとともに、ノウハウ等の海外への流出を防止するため、不正競争防止法の改正について検討を行い、本年度中に結論を得る（次期通常国会へ法案提出予定）。

7．意匠の早期審査制度の強化

意匠出願中の案件に関し、模倣品が発生したことを理由とする早期審査申請があった場合には、その申請の日から1ヶ月以内に一次審査結果を通知する運用を本年度末までに策定し、特許庁HPへの掲載等により周知を図る。

8．中小企業知的財産権保護対策事業の創設（概算要求中）

海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図る観点から、日本貿易振興機構の有する海外ネットワーク（知的財産専門家、現地調査会社等）を活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等を概算要求中（平成17年度新規、7千万円）。

(別紙) 政府の一元的相談窓口における相談状況について

1. 相談・回答件数

政府模倣品・海賊版対策総合窓口開設(8月31日)以降、相談・問い合わせは9月14件、10月10件、11月10件の計34件あった。このうち、回答を要するものは27件、政府への一般的な要請、情報提供など回答は不要といったもの7件。(11月26日現在)

相談を受けた関連省庁が独自に対応した件数は、9月8件(特許庁6件、警察庁1件、外務省1件)、10月8件(特許庁4件、警察庁2件、農林水産省2件)の計16件あった(10月末現在)。なお、関連省庁が独自に対応した場合も、結果を政府模倣品・海賊版対策総合窓口に報告することとされている。

2. 相談内容内訳

(1) 総合窓口寄せられた27件の要回答相談のうち、

国別には、

模倣品製造国として、複数回答で、中国が10件、国内が3件、タイが2件、台湾が1件、ベトナムが1件。

模倣品流通国として、複数回答で、国内が11件、中国が6件、台湾が1件、韓国が1件、バングラディッシュが1件、アメリカが1件。

権利内容別には、複数回答で、商標法14件、不競法12件、意匠法6件、特許法6件、著作権法6件、種苗法1件、製品品質法1件。

業種別には、一般機械・産業機械6件、雑貨6件、電子・電気機器3件、運輸・運搬機械2件、食品2件、繊維2件、精密機械1件、医薬品・化粧品1件。

(2) 関係省庁が独自に対応した16件の相談の内、

国別には、

模倣品製造国として、複数回答で、日本4件、中国2件、台湾1件、韓国1件。

模倣品流通国として、複数回答で、日本8件、中国1件、台湾1件、韓国1件、タイ1件。

権利内容別には、複数回答で、商標法9件、特許法3件、意匠法2件、著作権法2件。

業種別には、一般機械・産業機械2件、運輸・運搬機械2件、食品2件、電子・電気機器1件。

(注：知的財産制度などに対する一般的な質問も含まれるため、合計しても相談件数の合計にはならない。)

3. 相談内容例

意匠の冒認出願（本来の権利者でない者が、他人のアイデアを盗用して勝手に出願すること。）に関するもの

- ・ 機械製品の製造販売を行う会社から、中国で模倣品が製造され、中国、韓国で販売されていること、中国で意匠の冒認出願をされていることについての相談があり、中国での商標法、韓国での不正競争防止法による救済、中国の特許復審委員会に対する無効審判制度に係る情報提供を行い、JETRO 等を紹介した。相談者は、JETRO を訪問し、中国における調査会社を使った対応のノウハウを聞き、現在、具体的対策を検討中である。

過去に技術移転の経緯を持ち、カタログ等に登録商標が盗用されているもの

- ・ 電子・電気機器を製造販売する会社から、過去に技術移転をした中国の会社が、カタログや web で相談企業の登録商標を記載していることについての相談があり、商標法・民法通則・著作権法により対応できる可能性があること、過去の契約を精査する必要があることを説明するとともに、JETRO 等を紹介し、感謝の返答を頂いた。産業財産権を取得していないもの

- ・ 製薬会社から、中国でデッドコピーが生産されバングラディッシュで販売されていることについての相談があり、バングラディッシュにはデッドコピー規制に関する法律がないことを調査の上回答し、不正競争防止法等での救済は期待できない旨、および中国の反不正競争法により対応できる可能性があることを説明した。

インターネットオークション等で模倣品が販売されている事への対応を求めるもの

- ・ インターネットオークションでの模倣品販売について、販売業者の取締り、プロバイダーに対する指導を求める相談があり、貴重な情報提供として、省庁間で情報の共有を図るとともに、政府としてインターネットオークションでの模倣品販売行為撲滅のために取り組んでいる旨回答した。その後、政府総合窓口とオークションサイト運営者や権利者からヒヤリングを行うなどの対策を講じている。
- ・ 海外から販売委託を受けた販売業者から、国内での模倣品販売、オークション出品、海外での展示会出品に対する相談があり、関係省庁を含めた面談の後、国内での民事訴訟手続きや刑事告発に向けた対応や、輸入差し止め等に向けた情報提供を行った。相談者は窓口からの情報提供に従った具体的対応を行い、感謝の返答を頂いた。

業界団体での取り組みに関するもの

- ・ 業界団体から、中国での模倣品に対する団体としての対応策についての相談があり、コンテンツ海外流通促進機構やカメラ映像機器工業会、ベアリング工業会、日本自動車工業会など先進的な団体の取り組みについて情報提供を行い、引き続き情報提供や講師紹介の支援を行うことを約した。相談者から、紹介された情報に基づいて今後活動を行うとの連絡とともに、感謝の返答を頂いた。